

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第57号）（都市計画局建築指導部建築審査課）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に係る基準の改正等に伴い、新たに手数料を定め、又は改める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に係る基準が改められることに伴い、新たに増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務に係る手数料を定めることとしました。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定制度が創設されることに伴い、これらの制度における認定に関する事務に係る手数料を定めるとともに、これに合わせて、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務に係る手数料を改めることとしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第57号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)

第9条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(別表第9において「法」という。)の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第7手数料(1件につき)の欄を次のように改める。

手 数 料 (1 件 に つ き)				
新 築			増 築 又 は 改 築	
A	B	C	D	E
18,000 円	22,000 円	80,000 円	27,000 円	120,000 円
34,000	48,000	103,000	50,000	154,000
55,000	77,000	125,000	81,000	186,000
98,000	137,000	169,000	144,000	250,000
18,000	29,000	79,000	27,000	118,000
34,000	67,000	117,000	50,000	175,000
55,000	107,000	184,000	81,000	274,000
98,000	204,000	381,000	144,000	568,000
171,000	338,000	730,000	251,000	1,090,000
296,000	508,000	1,242,000	435,000	1,854,000
547,000	924,000	2,326,000	803,000	3,471,000
773,000	1,257,000	3,573,000	1,133,000	5,333,000
928,000	1,526,000	4,809,000	1,361,000	7,182,000
6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
6,100	6,100	6,100	6,100	6,100

別表第7備考2中「Aの欄」の右に「及びDの欄」を、「Cの欄」の右に「及びEの欄」を加え、同備考3中「区分」の右に「及び新築又は増築若しくは改築の別」を、「同項Aの欄」の右に「又はDの欄」を、「同項Cの欄」の右に「又はEの欄」を加える。

別表第8備考以外の部分を次のように改める。

種別	区 分		手数料（1件につき）			
			A	B	C	
法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において「計画」という。）の認定又は法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査（これらの認定の申請に併せて、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があったものを除く。）	住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分）をいう。以下同じ。）	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の面積	5,000 ^円		34,000 ^円
			200平方メートル以上の面積	5,000		38,000
	共同住宅等		300平方メートル未満の面積	9,000		68,000
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	20,000		114,000
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	44,000		193,000
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	79,000		277,000
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	118,000		537,000
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	180,000		953,000
			50,000平方メートル以上の面積	274,000		1,756,000
	非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）をいう。以下同じ。）		300平方メートル未満の面積	9,000	86,000 ^円	224,000
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	79,000	233,000	518,000
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	125,000	304,000	638,000
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	158,000	366,000	754,000
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	198,000	429,000	861,000	
		50,000平方メートル以上の面積	277,000	556,000	1,073,000	

別表第8備考2中「Bの欄は」の右に「，計画が同項第1号に掲げる基準に適合することについてあらかじめ市長が定める方法により計算された建築物の部分について，Cの欄は」を加え、同備考4中「変更に係る」を「変更後の」に改め、「建築物の部分」の右に「（当該変更が住宅部分又は非住宅部分のいずれかのみに係るものである場合にあっては，その

いずれかの部分)」を加え、同表の次に次の1表を加える。

別表第9（第9条関係）

種別	区分		手数料（1件につき）				
			A	B	C		
(1)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同項の規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において「計画」という。)の認定又は法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査(これらの認定の申請に併せて、法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出があったものを除く。)	住宅部分	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の面積	5,000 ^円		34,000 ^円
				200平方メートル以上の面積	5,000		38,000
		共同住宅等		300平方メートル未満の面積	9,000		68,000
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	20,000		114,000
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	44,000		193,000
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	79,000		277,000
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	118,000		537,000
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	180,000		953,000
		非住宅部分		50,000平方メートル以上の面積	274,000		1,756,000
				300平方メートル未満の面積	9,000	86,000 ^円	224,000
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	79,000	233,000	518,000
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	125,000	304,000	638,000
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	158,000	366,000	754,000
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	198,000	429,000	861,000			
	50,000平方メートル以上の面積	277,000	556,000	1,073,000			
(2)	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基	住宅部分	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の面積	5,000	17,000	34,000
				200平方メートル以上の面積	5,000	18,000	38,000
				300平方メートル未満の面積	9,000	32,000	68,000
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	20,000	56,000	114,000
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	44,000	102,000	193,000

準をいう。 以下同じ。） に適合して いる旨の認定 の申請に対す る審査	共同 住宅 等	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	79,000	154,000	277,000
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	118,000	273,000	537,000
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	180,000	465,000	953,000
		50,000平方メートル以上の面積	274,000	820,000	1,756,000
	非住宅部分	300平方メートル未満の面積	9,000	86,000	224,000
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	79,000	233,000	518,000
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	125,000	304,000	638,000
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	158,000	366,000	754,000
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	198,000	429,000	861,000
		50,000平方メートル以上の面積	277,000	556,000	1,073,000

備考1 区分の欄に掲げる面積は、同欄に掲げる部分の床面積の合計とする。

2 Aの欄及びBの欄は、それぞれ次に掲げる建築物の部分について、Cの欄は、その他の建築物の部分について、それぞれ適用する。

(1) Aの欄 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合することについて確認することができる書類として市長が定めるものが申請書に添付されている建築物の部分

ア (1)の項の申請 法第30条第1項各号に掲げる基準

イ (2)の項の申請 建築物エネルギー消費性能基準

(2) Bの欄 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合する建築物の部分として申請されたもの ((1)に掲げるものを除く。)

ア (1)の項の申請 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準

イ (2)の項の申請 住宅部分にあっては基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準、非住宅部分にあっては同項第1号ロに掲げる基準

3 (1)の項又は(2)の項の申請に係る建築物の部分が複数の用途の区分にわたる場合における手数料は、当該区分ごとにこの表に掲げる額の合計額とする。

- 4 (1)の項の申請において、法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定に係る床面積の合計は、当該計画の変更後の建築物の部分（当該変更が住宅部分又は非住宅部分のいずれかのみに係るものである場合にあっては、そのいずれかの部分）の床面積（増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）に2分の1を乗じて得た面積とする。
- 5 (1)の項の申請において、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があった場合の手数料は、建築物の部分の用途の区分に応じこの表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。
- (1) 当該申出が建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に係る確認の申請であるとしたならば、別表第1の規定により納入すべき同表(1)の項に掲げる額。この場合において、当該申出が法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づくものであるときは、同表(1)の項に掲げる床面積の合計は、計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。
- (2) 当該申出に係る審査において建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が特定構造計算基準等適合審査を行うときは、当該申出が同法第6条第1項の規定に基づく建築物に係る確認の申請であり、かつ、当該申請において特定構造計算基準等適合審査を行うとしたならば、別表第1備考4の規定により同表(1)の項に掲げる額に加算すべき額
- (3) 計画にエレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれているときは、エレベーター又はエスカレーター1基につき9,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築審査課)